

こうち労政情報

飛躍への挑戦！
高知県産業振興計画2018年
11月号

高知家年次有給休暇取得促進キャンペーン

11月は計画して休もう!!

キャンペーン参加事業所を募集します！

高知県働き方改革推進会議では、県内各地で働き方改革推進の気運を高めるため、年次有給休暇の取得促進キャンペーンを実施します。

11月をキャンペーン月間とし、11月1日(木)～30日(金)に、従業員の方々の年次有給休暇の取得促進に取り組んでいただく「キャンペーン参加事業所」を募集します。

「参加申込・実績報告用紙」に必要事項を記載の上、下記の申込先までFAXまたはメールにて送付ください。

申込期限

平成30年11月30日(金)

※申込期限を過ぎても、キャンペーン期間中に実績があれば、参加事業所として受け付けます。

【参加申込先・お問い合わせ先】

高知県雇用労働政策課

TEL:088-823-9763

FAX:088-823-9277

メール:151301@ken.pref.kochi.lg.jp

キャンペーンの詳細は、高知県庁HP
をご覧ください。[http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/
151301/2018092000042.html](http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151301/2018092000042.html)

「高知県ワークライフバランス推進企業」新規認証企業のご紹介

県では、男女が共に働きやすく、従業員の方々が働き続けられる職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を「高知県ワークライフバランス推進企業」として認証し、その取組を支援しています。平成30年10月に認証した新規認証企業をご紹介します。



【認証番号】会社名等	取組内容
【231】 次世代育成支援部門 高知トヨペット株式会社 高知市北久保2-26	◆半日単位の有給休暇制度がある。 ◆妻の出産時、2日間の特別休暇がある。
【232】 次世代育成支援部門 四国パイプ工業株式会社 高知市塩田町20-26	◆子の看護休暇を時間単位で取得できる。 ◆半日単位の有給休暇制度がある。
【233】 健康経営部門 吉村建設株式会社 高知市横浜新町5丁目1839番地	◆全従業員を対象にストレスチェックを実施している。 ◆従業員を対象にした健康づくりに関する研修を実施している。
【234】 健康経営部門 株式会社エースワン 高知市薊野南町28-12	◆1年間に、子が1人の場合は6日、2人以上の場合は10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。 ◆1年間に、対象家族が1人の場合は6日、2人以上の場合は10日を限度として、介護休暇を取得することができる。

お問合せ先

商工労働部雇用労働政策課 労政担当 電話：088-823-9763

事業主の皆様へ

平成30年度「職場体験講習」受入事業所☆募集中!



高知市帯屋町のアーケード内にある「ジョブカフェこうち」では、39歳以下の求職者を対象に、5日間企業で仕事を体験する「職場体験講習」を実施しています。(平成29年度までは「しごと体験講習」として実施)

講習終了後、企業と求職者の合意があれば、雇用となる可能性がある制度です。正社員を募集したい事業所の皆様、まずは受入事業所登録をお願いします。

- ★講習期間は事業所と受講者の雇用契約はありません。
- ★体験前の企業見学の受け入れにもご協力をお願いします。

ジョブカフェこうち ☎ 088-802-2025 スタッフが説明に伺います!

・企業には指導料が支給されます。

1,000円/日・人

・受講者には1日の講習時間に応じて講習手当が支給されます。

4時間未満 **2,950円/日**

4時間以上～8時間以内
5,900円/日

目指せ! 従業員の採用力強化と定着率向上

ワーク・ライフ・バランスセミナー

無料

- 四万十市会場【定員100名】
11月19日(月)14:00～15:30
中村商工会館 3階 会議室
- 高知市会場【定員200名】
11月26日(月)15:30～17:00
三翠園 1階 富士の間

講師 瀧井 智美氏(WLBC関西代表)

■セミナーの内容

組織発展や個人の成長のためのワーク・ライフ・バランスの必要性について、従業員の採用力強化や定着率向上に向けた取組み方法等も紹介しながら、わかりやすくお話しします。

■お問合せ・お申込み先

アビリティセンター株式会社 高知家事業推進室
☎088-872-1204

労務改善 Q&A

<No47.>

Q. パート職員にも、定期健康診断を実施しなければならないのでしょうか。

勤務して1年になる有期雇用のパート職員(週5日・1日6時間勤務)から、定期健康診断について問い合わせがありました。特殊な作業に従事していない普通のパート職員にも定期健康診断を受診させなければならないでしょうか。

A. 一年以上雇用する場合は、実施の義務があります。

「労働安全衛生法」において、事業者には1週間の所定労働時間が同種の仕事をする労働者の4分の3以上で、無期または1年以上雇用(予定を含む)する労働者に定期健康診断を実施する義務があります。また、1週間の所定労働時間が2分の1以上の場合、実施することが望ましいとされています。

ご質問のパート職員の1週間の所定労働時間は30時間ですので、法定労働時間の1週40時間から考えても、フルタイムの職員の4分の3以上にあたると思われますので、このパート職員にも定期健康診断を受けさせる必要があります。

従業員の健康管理・健康づくりの推進は、生産性の向上や従業員の創造性の向上などの効果が得られるとともに、企業のリスクマネジメントにもつながります。健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する「健康経営」に取り組まれてはいかがでしょうか。

高知県労働委員会 ☎780-0850 高知市丸ノ内2-4-1県庁北庁舎4F
☎088-821-4645

お気軽にご相談ください!

